

# 平成 29 年度山形県 3 R 研究開発事業費補助金 《先導的研究開発事業実施基準》

## 第 1 先導的研究開発事業の概要

### 1 目的

廃棄物を対象とした、発生抑制やリサイクルなどに係る研究・技術開発、廃棄物を利用した商品開発などにおいて、地域の特性を活かした産学連携による 3 R 技術の研究開発を推進するため、県補助金による支援を行います。廃棄物の発生抑制をより一層推進する必要がある「バイオマス」「廃プラスチック」「汚泥」等の廃棄物分野は重点的に支援します。

### 2 対象事業

- (1) 対象事業は、廃棄物の排出抑制、再利用または再生利用するための研究開発です。
- (2) 対象事業は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。
  - ア 研究・技術開発の難易度が高く、本県の循環型社会の構築や 3 R 推進に寄与するものであること。
  - イ 産学連携体制が組まれていること。
  - ウ 循環型産業として地域への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できること。
  - エ 研究開発期間は原則 1 年間以内であり、その後事業化が期待されるものであること。  
(ただし、研究内容により更に最大 2 年延長が可能です。)
  - オ 対象となる研究開発について、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。(事業実施期間が重複しないこと。)

### 3 対象者

- (1) 対象者は、県内に事業所を置く事業者です。複数の事業者による場合は、その中の事業者の代表（幹事社）として、もしくはこれらの事業者で構成される団体として申請してください。なお、これら事業者、団体の事業所も県内にあることが必要です。
- (2) 対象者は、補助事業を的確に遂行するため、次に掲げる事項を全て満たす産学連携体制を組むことが要件になります。
  - ア 必要な技術的能力を有し、十分な開発体制が構築されていること。
  - イ 当該事業を成功させるため計画立案、日程表の作成、および進捗管理などの、プロジェクト・マネジメントを行うための十分な管理体制が構築されていること。

### 4 対象事業期間

- (1) 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から当該年度の 3 月 31 日までの期間とします。
- (2) 複数年間の計画を提出された場合、毎年度実施される研究開発の進展状況の評価により、継続されることが望ましいと判断されるものに限り、次年度以降の補助金の申請を受け付けます。

### 5 対象経費

- (1) 対象経費は、研究開発を行うため必要となるもので、対象区分ごとの対象経費です。

対象区分	対 象 経 費
原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入（一時的に使用する場合を除く）、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費

(先導的研究開発事業)

外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
謝金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
委託費	検査分析・試験、共同研究者への研究委託（共同研究契約に基づく共同研究者への研究委託費）等に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※原則として、委託費については対象経費総額の2/3を超えることはできません。

- (2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。
- ア 他からの転用が可能と認められる機械装置等又は他機関へ委託することによって安価に試験することが可能な機械装置等
  - イ 対象となる研究開発の終了後、事業用設備となるもの又は容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
  - ウ 使用実績の把握が困難な原材料等
  - エ 補助金の交付決定日の属する年度の3月31日までに支払いが完了しない経費（全ての経費区分において、年度末までに支払いできない経費は補助金の対象となりません。）
  - オ その他、補助事業の実施に関連性のない経費及び合理的な理由のない経費

## 6 補助金の額、補助率

補助率	補助上限額	補助事業期間
2/3	10,000 千円	交付決定日から当該年度の3月31日まで

## 7 権利の帰属

補助事業の実施により得られた特許その他の産業財産権、著作権等の権利は、補助事業者側に帰属するものとします。

## 8 公開等

補助事業に採択された事業の概要について、事前に補助事業者の了解を得て、山形県のホームページ等に掲載します。

## 9 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後（毎年度）、事業実績報告書を提出しなければなりません。また、必要に応じ事業成果を発表していただきます。

## 10 補助金の支払方法

補助事業の実施状況や補助対象経費となった機械装置等の取得状況、補助対象経費の支払い状況及び必要に応じ現地調査により完了を確認したうえで、補助金を支払います。

（先導的研究開発事業）

## 11 補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた場合に守っていただく条件があります。

- (1) 交付決定を受けた後、補助対象経費の経費区分ごとの配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録及び意匠登録を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、県に届出をしなければなりません。
- (3) 補助事業の成果の企業化、産業財産権の譲渡、実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果を他へ供与したことによる収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。  
また、当該財産を処分する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければなりません。  
その場合、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければなりません。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (6) 複数事業者による補助事業の場合、幹事社以外のすべての事業者も補助事業の内容や経費支出等の調査対象となります。
- (7) 委託先も補助金支払いの調査対象となります。

## 12 提出書類

募集要領に定める提出期限まで以下の書類を提出先に提出してください。

- (1) 補助事業審査申請書（別記様式）
- (2) 事業計画書（様式1）
- (3) 事業者の概要（様式2-1、2-2）
- (4) 事業費内訳（様式3）
- (5) 評価シート（様式4）※事業計画が複数年度に渡る場合、年度毎作成してください
- (6) パンフレット等会社案内（無い場合は、会社の概要が分かる資料）
- (7) 事業の採算性を示す年次計画書（様式は任意、参考様式参照）
- (8) その他参考資料（ある場合）

## 13 その他

本補助金の交付決定は、単年度ごとの事業に対して行われるため、次年度以降の補助を確約したものではありません。単年度の実施報告とともに、次年度も交付申請を行う必要があります。この場合、研究開発の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について審査を受け、補助継続が不適当と判断された申請案件は次年度以降不採択となることがあります。

## 第2 審査及び採択

- 1 学識経験者や専門家等で構成する評価委員会による審査を実施し、その結果を踏まえて採択します。採択となった方は、別途補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。
- 2 同委員会において、各提出者からプレゼンテーションしていただきます。日程やプレゼンテーションの留意点等詳細については申請書の提出者に別途お知らせします。
- 3 審査にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、事業計画書作成とプレゼンテーションの際に御留意ください。

（先導的研究開発事業）

- (1) 研究・技術開発の難易度が高く、本県の循環型社会の構築、3Rの推進に寄与するものであること。
- (2) 研究・技術開発の目的・目標が最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であるとともに新規・独創性があること。
- (3) 実施体制が研究・技術開発を行ううえで妥当であること。産学連携体制が組まれていること。
- (4) 基礎となる研究及び技術が優れており、かつ本開発を開始するために十分な基礎的研究・調査等の蓄積があり、課題解決に向けた事業内容が適切であること。また、事業費が研究・技術開発計画に照らして妥当であること。
- (5) 地域における事業化が本研究開発終了後3年以内に見込まれるなど、地域への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できること。

(先導的研究開発事業)